平成２３年（フ）第１４０号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前７丁目10番地３　ボナール山の手パートⅡ102号
債務者　藤野　恭一
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１２８号
富山県砺波市苗加424番地１　プール・トゥジュールＡ棟203号室
債務者　川邉　美香
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３８５号
山梨県中央市成島1140番地３　雇用促進住宅玉穂成島宿舎１号棟105
債務者　石井　哲也
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
山梨県笛吹市石和町下平井405番地１　葡萄の館Ａ－１
債務者　渡邊　春美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
長野県松本市野溝木工１丁目６番58号　コーポ窪田Ｂ－２
債務者　深澤美由紀
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７８号
岐阜県可児市桜ケ丘１丁目111番地
債務者　田仲　岩夫
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２２５０号
愛知県日進市岩崎町石兼56番地310
債務者　水野　　瞳
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３８７号
愛知県あま市坂牧西之宮19番地
債務者　小松　洋子（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４２号
大津市西の庄15番３号　昭和第二団地504号
債務者　古本　春海
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４３号
大津市西の庄15番３号　昭和第二団地504号
債務者　古本　勵子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０９号
滋賀県野洲市小篠原881番地　湖南マンション６号、前住所滋賀県湖南市菩提寺北３丁目５番18号
債務者　中村　昌弘
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３５号
大津市苗鹿２丁目７番１号、前住所大津市和邇中267番地の５
債務者　上原　佳子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６５号
鳥取県鳥取市布勢376－１　Ｂ－１、住民票上の住所鳥取県鳥取市湖山町南５丁目383番地
債務者　森　　善和
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６８号
鳥取県鳥取市桂見921番地３　レイクサイドハイツ101号、旧住所鳥取県鳥取市気高町睦逢340番地
債務者　堀尾　健一
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７１号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目５番３号
債務者　山中　令子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４号
鳥取県日野郡日野町舟場160番地３
債務者　川本　　茂
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１６３号
鳥取県西伯郡南部町東町42番地
債務者　西尾　照子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部